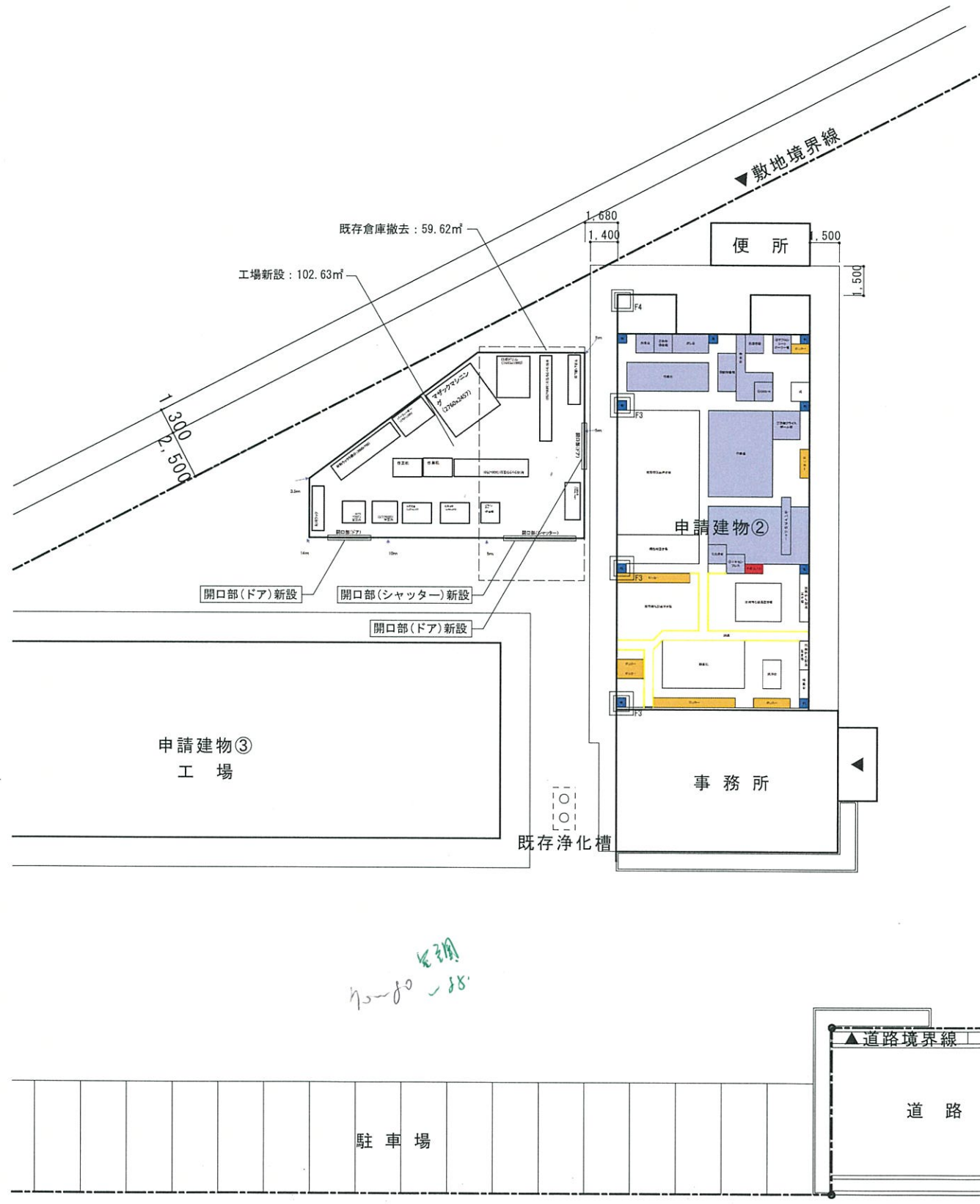


A案

【既設倉庫撤去・工場新設案】

- ～工場新設：確認申請が必要となる。
- ～倉庫解体費用+工場新設の費用となる。
- ～既存建物への影響が延焼の恐れのある部分の防火措置化については、既存建物が『その他』建物の場合は各棟とも不要と思われる。
- ～建物の高さに関する条件：3～4m程度(三和工機と要相談)
- ～既設建物との間に庇等が必要。



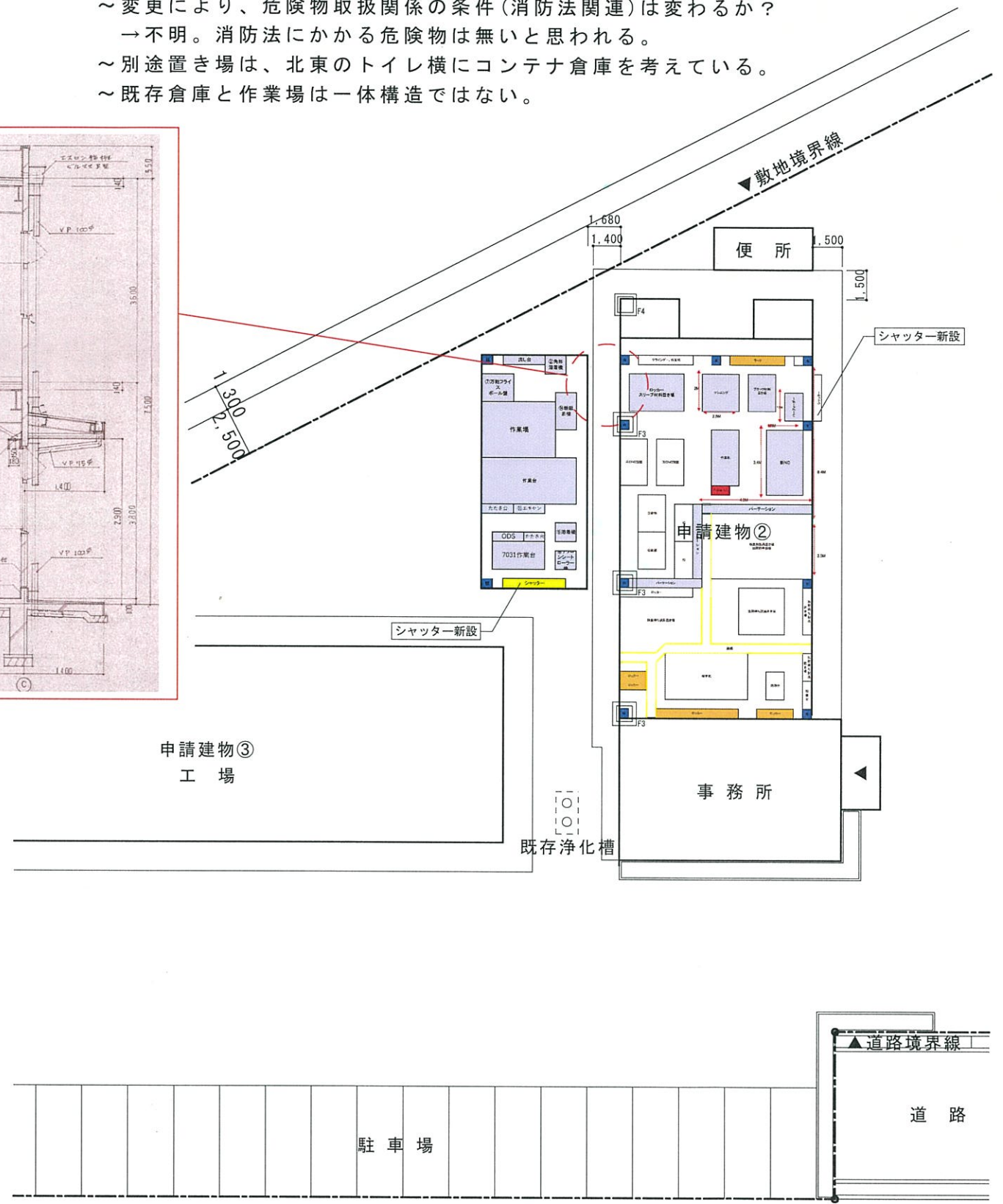
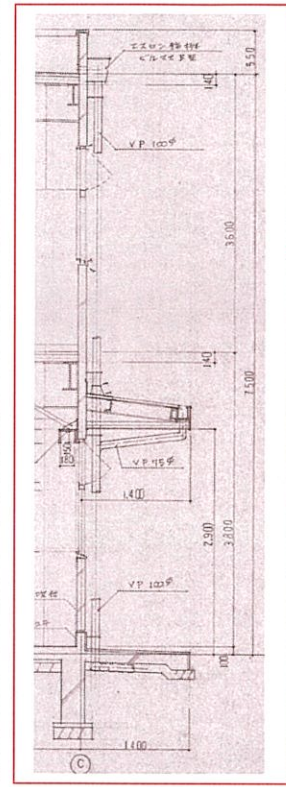
配置図 1/200

75-80 証明

B案

【既設倉庫 利用案】

- ～既存倉庫(倉庫用途)⇒作業場に変更：変更面積が200m²以下なので用途変更の確認申請手続きは不要。
- ※増築建築物は無し。
- ～倉庫のみの改修工事費用で、①案より安価となると思われる。
- ～既存倉庫(作業場に用途変更)の床面に特殊荷重(新規機械重量等)について→2000kg(ボール盤)が最大。新規機械(6,200kg)は、現状の建屋に設置。
- ～変更により、危険物取扱関係の条件(消防法関連)は変わるか？→不明。消防法にかかる危険物は無いと思われる。
- ～別途置き場は、北東のトイレ横にコンテナ倉庫を考えている。
- ～既存倉庫と作業場は一体構造ではない。



配置図 1/200

5月 2012 8月